

会議録	
開催日時	令和3年11月30日(火) 10:00～11:20
開催場所	菰野町役場2階 206, 207 会議室
出席者	委員 13 名 町長 事務局 7 名
事項	会長職務代理者の選任 報告事項「四日市広域緑の基本計画」の改定について
《質疑応答》	
事務局	皆様、改めましておはようございます。本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から菰野町都市計画審議会を開催させていただきます。早いもので明日から師走に入ります。委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、菰野町都市計画審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。 私は本日しばらくの間進行役を務めさせていただきます、都市整備課の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず本日の委員の出席状況につきましては13名全員ご出席を賜っていることをご報告申し上げます。 続いて本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の事項書をご覧ください。本日の資料の一覧を記載しております。本日の資料はこちらの4点でございます。皆様のお手元にこちらの4点の資料はお揃いでしょうか。不備等ございましたら事務局にお声掛けいただきたいと思います。と存じます。 よろしいでしょうか。ありがとうございました。 それでは開会にあたり本審議会会長よりご挨拶賜りたいと存じます。丸山様よろしくお願い申し上げます。
会長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、菰野町長より委員の皆様にご挨拶を申し上げます。
町長	(町長 挨拶)
事務局	町長につきましては、ここで退席をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それではここで事務局、都市整備課職員の紹介をさせていただきます。 (事務局の紹介)

事務局	どうぞよろしくお願いいたします。 これから審議に入って参りますが、ここからの議事進行につきましては本審議会条例第7条第2項の規定によりまして、本審議会会長が議長を務めていただくこととなりますので、丸山様どうぞよろしくお願いいたします。
会長	よろしくお願いいたします。本日ご出席いただいております委員は13名で定足数に達しておりますので、菰野町都市計画審議会条例第8条第2項の規定により、会議が成立いたしましたので、これより会議を開きます。 続いて、事項書3 議事録署名者の指名でございます。 諸岡清隆委員及び、館茂委員を指名いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。 続きまして事項書4に移らせていただきます。 会長職務代理者の選任を行います。会長職務代理者につきましては、菰野町都市計画審議会条例第7条第3項の規定により、会長が指名する委員となっています。 私からは諸岡清隆委員を指名したいと思います。諸岡委員どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会長職務代理者の席へ移動をお願いします。 (委員移動)
会長	それでは、一言ご挨拶をお願いします。
会長職務代理者	(会長職務代理者挨拶)
会長	どうもありがとうございました。 それでは、事項書5 報告事項 四日市広域緑の基本計画の改定について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。
事務局	まちづくり推進室の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。 では座ってご説明させていただきます。 これからお示しする原案は、中間案となりますので、より良い緑の基本計画となりますよう、委員の皆様から率直なご意見をいただければと思っております。 それでは、報告事項 四日市広域緑の基本計画の改定についてご説明いたします。 資料1 四日市広域緑の基本計画(原案)をご覧ください。また、資料1-1 第I編 補足資料は、第I編の概要版となっておりますので、併せてご覧ください。 資料1の1ページをご覧ください。第I編は全体計画となっております。現行計画からの変更は赤字となっております。四日市広域緑の基本計画は、都市緑地法に規定されている計画で、緑地の適正な保全や緑化の推進を計画的に実施するために、1市3町が協働して策定しております。 続きまして、2ページをご覧ください。緑の基本計画は、各市町の総合計画や都市マスタープラン、三重県の都市計画区域マスタープランや広域緑地計画の緑に関する方

針に基づき、実現に向けた施策を定めるものです。

続きまして、3 ページをご覧ください。対象とする「緑」は、公園や農地などの緑、河川なども含む広い概念で、都市公園などの施設緑地や土地利用規制などで指定された地域制緑地の区域の土地を指しています。

次の4 ページが緑地の分類をまとめたものになります。大きくは都市公園などの施設緑地と、法律や条例などの規制がかけられている地域性緑地の2つに分かれています。

続きまして、5 ページをご覧ください。対象区域は、1 市 3 町の行政区域全体、計画期間は、確定はしておりませんが、暫定的に 10 年後の令和 13 年度、将来人口は、370,048 人、都市計画区域内は 356,032 人、対象区域の規模は、市街化区域面積：約 8,880ha、都市計画区域面積：約 25,246ha、行政区域面積：約 32,851ha としています。

続きまして、6 ページをご覧ください。改定の背景には、環境問題への対応として、国は 2050 年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素社会の実現に向けてグリーンインフラの活用などを位置づけています。また、地球上には個性豊かなさまざまな生物が存在し、互いに影響しながらもバランスを保って共存しており、生物多様性維持の視点も重要となります。さらには、国連サミットにおいて採択されました SDGs は、自治体レベルにおいても、これらを踏まえた取組が求められています。

続きまして、7 ページをご覧ください。頻発化・激甚化する自然災害への対応として、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に関する国土強靱化、南海トラフ地震などの大規模地震の発生が危惧されていることから、グリーンインフラを活用した防災・減災対策、気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体の関係者が協働して取り組む流域治水の推進などがあります。

次に、ニューノーマルなまちづくりへの対応として、新型コロナウイルス感染症の流行により、生活様式や経済など暮らし方や働き方に大きな影響を与えました。目指すべき方向性として、市街地整備等のインフラ整備と連携し、車中心から歩行者を中心としたまちづくりを進めることが有効とされています。

次に、多様な主体との連携として、公園の整備や適正な維持管理など行政が行うべきことと、住民活動団体や企業などの民間活力を積極的に活用して、緑の保全やオープンスペースの創出、管理運営を官民連携して進めていくことが必要とされています。

続きまして、8 ページをご覧ください。国の主な動向として、平成 29 年の都市緑地法等の改正により、公園などのストック効果の向上、官民連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用の方針が掲げられています。また、令和元年には、グリーンインフラ推進戦略が策定され、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるグリーンインフラの推進が掲げられています。一方、上位関連計画では、各市町の総合計画が改定され、新たな計画に基づく行政運営を進めています。また、三重県が策定する広域緑地計画は、緑の基本計画の指針となることから、その内容を踏まえて計画を策定する必要があります。

続きまして、9 ページ、10 ページをご覧ください。行政区域全体の緑地量は、農地や森林の開発などにより年々減少傾向にあります。平成 29 年には 16,561ha でしたが、令和 2 年は 16,423ha となり、138ha 減少しています。一方で、一番下の棒グラフでは、都市公園などの施設緑地は 23ha 増加しています。

続きまして、11 ページをご覧ください。こちらは緑地現況となっておりまして、菰野町は町域の約半分が鈴鹿国定公園や森林計画対象民有林などの森林、残りの約3分の1が農用地区域となっております。

続きまして、12 ページをご覧ください。

12 ページから 14 ページは、貴重な動植物の生息地や歴史的に価値の高い史跡などを取りまとめてあります。菰野町では、田光のシデコブシや御在所岳の地蔵岩、令和2年に国の登録記念物となりました横山氏庭園などを掲載しています。

続きまして、15 ページをご覧ください。先程、4つの社会情勢の変化を挙げましたが、それとリンクさせ課題を整理しております。

1つ目は、人と自然が共生する緑豊かな都市環境の形成として、低炭素や脱炭素が叫ばれる中、環境問題への対応が課題となっており、植物による二酸化炭素の吸収源対策などのグリーンインフラの活用や生物多様性を維持するために生態系ネットワークの形成が求められています。

続きまして、16 ページをご覧ください。2つ目は、災害リスクを低減する都市の安全の確保として、防災・減災に向けた取り組みが進められており、緑の保全や維持管理は必要不可欠となっています。災害発生時には、公園などのオープンスペースは、避難場所などに利用できるよう整備に取り組むこと、市街地においては、延焼防止などに効果を発揮するグリーンインフラの創出などが求められています。

3つ目は、緑豊かな生活空間、レクリエーション活動の場の確保としまして、新型コロナウイルスの拡大などにより、公園や公共施設などのパブリックスペースの利用価値が改めて注目されています。また、多様化するレクリエーションに対し、多くの人が利用できる魅力ある公園整備が求められています。

続きまして、17 ページをご覧ください。4つ目は、多様な主体が参画した連携・協働としまして、緑を保全するためには住民一人ひとりが自分の緑、地域の緑という認識を持つことが必要となります。そのためには、住民や住民活動団体等と行政とのパートナーシップの確立、民間活力を生かした緑やオープンスペースの魅力を向上する取り組みが求められています。

続きまして、18 ページをご覧ください。基本理念につきましては、四日市広域圏として目指す方向性が変わらないことから、現行計画を引き継いだ「地形と人が織りなす水と緑の豊かなまち」としています。

続きまして、19 ページをご覧ください。緑の将来像につきましても、長期的な視点から将来を見据えて設定しているため、大きな変更はなく、公園緑地などのオープンスペースの活用や安らぎや潤いを与えるグリーンインフラの創出という新たな観点を追加しています。

続きまして、20 ページをご覧ください。基本方針1 “つながる” 水と緑の保全と創出 につきましては、自然環境の保全、災害防止や水源涵養などの緑の公益的機能の保全、連続する緑の空間づくりを進めるために、鈴鹿山脈などの貴重な自然環境の保全、防災・減災や生物多様性の維持に寄与する樹林地・農地の保全、三滝川などの水の軸と農地などの緑の軸を市街地につなぐ水と緑の軸づくり、県民の森などの自然の中で活動や学習することが出来る自然とふれあう場の整備と充実に取り組みます。

続きまして、21 ページをご覧ください。基本方針2 まちを“彩る”緑化の推進 につきましては、レクリエーション需要にも対応した公園・緑地の整備、災害リスクの低減など多面的な機能を有するグリーンインフラの創出、避難場所などにも活用ができるオープンスペースの確保を進めるために、地域のニーズに合わせた身近な公園の充実と再編、都市公園などは需要の多様化にも対応した核となる公園緑地の整備・利用促進、公共施設や道路空間といった公共空間などのまちなか緑化の推進、地震などの災害リスクを踏まえた緑やオープンスペースの確保などグリーンインフラを活用した防災・減災機能の充実に取り組みます。

続きまして、22 ページをご覧ください。基本方針3 みんなで“育てる”緑づくり につきましては、住民、企業、行政など多様な主体が連携した体制づくりを進めるために、緑化活動や保全活動を行っている団体等への緑化や保全の支援、住民の主体的な活動を促すために住民ボランティアの育成など緑に関する人材育成、緑への関心を高める環境教育など緑に関する情報提供、Park-PFI 制度などの新たな手法で緑に関する官民連携に取り組みます。

続きまして、23 ページをご覧ください。緑地の確保目標につきましては、緑地面積は行政区域全体で見ますと10年間で315ha減少しています。主な要因としましては、新名神高速道路の建設による減少となります。将来的に区域全体で緑地面積を増加させることは、非常に難しいと考えておりますので、緑地量の減少の抑制に努めることが今後の目標と考えております。

次に、都市公園等の整備目標につきましては、都市公園は、10年間で27ha増加しています。主な要因としましては、四日市市の都市公園の整備により24ha増加していることが挙げられます。また、都市公園等は、10年間で38ha増加しています。主な要因としましては、先程の四日市市の都市公園整備による24haの増加、菰野町の公共施設緑地12haの増加が挙げられます。なお、目標年次の数値につきましては、現時点では調整中となっておりますが、各市町の今後10年の取り組みなどを積み上げて目標数値を設定していくことになります。

続きまして、24 ページをご覧ください。今までご説明してきました基本理念から基本方針までの関連を一覧表にまとめております。

続きまして、25 ページをご覧ください。緑地の配置方針としましては、都市郊外の大規模な緑である中核地区、市街地の大規模な緑である拠点地区、河川などの緑地を連続させる回廊地区、緩衝機能を発揮する緩衝地区を配置することで、水と緑のネットワークの形成を図ります。

続きまして、26 ページをご覧ください。推進体制につきましては、住民、住民活動団体、企業と行政がお互いの役割を果たしながら、連携して推進することが重要と考えております。また、進行管理につきましては、PDCA サイクルに基づき、概ね5年ごとに点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

続きまして、27 ページをご覧ください。ここからは第Ⅱ編の市町別計画となります。計画期間は、暫定的に10年後の令和13年度、将来人口は39,726人、将来都市計画区域人口は25,669人、市街化区域面積は441ha、都市計画区域面積は3,687ha、行政区域面積は10,728haとしています。

次に、目標水準の内、緑地の確保目標につきましては、行政区域全体で平成 22 年と令和 2 年を比較しますと緑地面積は約 106ha 減少しています。主な要因としましては、新名神高速道路の建設による減少となります。一方で、市街化区域は約 18ha 増加しております、主な要因としましては、役場本庁舎の敷地が令和 2 年に市街化区域に編入されたことなどが挙げられます。

次に、都市公園等の整備目標につきましては、都市公園の面積は 1.6ha 増加しております。要因としましては、大羽根園サッカー場などを追加したことが挙げられます。また、都市公園等の面積は 12.8ha 増加しております。主な要因としましては、保育園や幼稚園などの追加などが挙げられます。目標年次の数値につきましては、現時点では調整中となっておりますが、緑地面積を増加させることは、非常に難しいと考えておりますので、緑地量の減少の抑制に努めることが今後の目標と考えております。また、都市公園の面積は、住民一人当たりの面積を増加させていくことが目標と考えておりますので、今後 10 年の取り組みなどを積み上げて目標数値を設定していくことになります。

続きまして、28 ページをご覧ください。本年 7 月に、町内在住の 10 歳以上の方 800 人を対象に住民アンケートを行い、389 人から回答をいただいた結果をとりまとめております。アンケート結果から、身の回りの緑の量は多いと感じている方が 55.5%、10 年前と比べると緑が減っていると感じている方が 47%みえます。その上で、重点的に保全する緑は森林や公園の緑が上位となっています。

続きまして、29 ページ、30 ページをご覧ください。公園や緑地の利用状況につきましては、ほとんど利用しない方が 55.3%となっており、利用しない理由は、公園で特にやりたいことがない方が 55.6%、行きたいと思う魅力的な公園がないという方が 32.3%もみえるということは、利用者ニーズに合っていないと考えられます。今後、より多くの方に公園や緑地を利用してもらうためには、古くなったトイレや遊具等の取り替えや安心して過ごせる環境整備が求められています。緑化の推進や緑の保全活動への参加には、58.9%の方が関心があると回答されています。

続きまして、31 ページをご覧ください。すでに取り組んでいる緑化活動としましては、自宅のベランダや玄関先に木や花を植えるなど、自宅でできる取り組みが多くなっています。また、今後、取り組めそうな緑化活動としましては、30.3%の方が公園や河川等の草取りやごみ拾いを行うを選ばれており、公共空間の維持管理にも理解を示されていると考えられます。緑化活動の手法につきましては、57.1%の方が町民と行政が協働で進めた方が良いと考えています。

続きまして、32 ページをご覧ください。課題を取りまとめますと菰野町は、緑が豊かな地域ではありますが、住民の方は緑の減少も感じており、身の周りの緑を保全する必要があります。また、公園や緑地を利用してもらうためには、利用者のニーズに合った環境整備や施設の維持管理、安全面の確保が求められています。一方で、住民の方の緑化活動への参加意識は高いので、町民と行政が協働して緑化活動を進める必要があります。

続きまして、33 ページ、34 ページをご覧ください。

3 つの基本方針に対して、菰野町に必要な取り組みを記載しております。また、

資料 1-2 第Ⅱ編 補足資料をお配りしておりますが、こちらは現行計画と原案の比較表となっておりますので、併せてご覧ください。

基本方針 1 “つながる” 水と緑の保全と創出

方針 1-1 では、森林保全の観点が悪かったため、新たに間伐などの森林整備への支援による森林保全を追加しております。また、地域の史跡や文化財などは、貴重な景観資源となっていることから新たに②天然記念物や史跡の保全を項目として追加しております。

方針 1-2 では、現行は優良農地や田園環境の保全だけでしたので、優良農地を保全しつつ、耕作放棄地や遊休農地の再活用や農業施設の長寿命化も重要となることから、この2つを追加しております。

方針 1-3 では、町民が楽しめる水辺を作りたいと考えておまして、水辺に集まってもらえるような環境整備、景観や安全確保のための河川の浚渫、生物多様性に配慮した河川整備を記載しております。

方針 1-4 では、新名神菰野インターチェンジの供用開始や湯の山かもしか大橋の架橋により、多方面からの観光客や多様な観光ニーズに対応できるように環境整備や景観整備を記載しております。

続きまして、35 ページ、36 ページをご覧ください。

基本方針 2 まちを“彩る” 緑化の推進

方針 2-1 では、公園の利用者が安心して利用できる施設の維持管理はもちろんのこと、住民アンケートでは、近くの公園の場所などが分からないといったご意見がありましたので、公園利用者への情報発信を新たに追加しております。

方針 2-2 では、既存の都市公園を障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して楽しめる公園として整備したいと考えております。また、計画的な維持管理を行うために公園施設長寿命化計画の策定、既存公園の一部を都市公園として位置付けることを追加しております。

方針 2-3 では、公共施設は住民の方の身近な施設であることから、改築などが行われる場合には緑地空間を十分に確保すること。また、既存の街路樹が通行に支障をきたしている場所があるため、管理手法などの検討を追加しております。

方針 2-4 では、緑地は一時的な避難場所になるなど、緑地が持つ防災・減災機能に着目し、災害時に本来の防災機能が発揮できる整備を行うこと。また、地域と連携して緑地を活用した訓練等の実施を追加しております。

続きまして、37 ページ、38 ページをご覧ください。

基本方針 3 みんなで“育てる” 緑づくり

方針 3-1 では、緑化活動は行政だけではできるところに限られております。これからは、住民や住民活動団体の協力も必要不可欠となりますので、緑化活動を支援する仕組みづくりの検討を記載しております。

方針 3-2 では、環境にやさしい行動を実践できる人材育成のために、次世代を担う子どもたちへの環境教育や環境学習の充実、文化財などの貴重な緑を保全・活用するために、ボランティアガイドの育成を追加しております。

方針 3-3 では、緑化の普及・啓発活動に関する情報発信が少ないことから、広報誌や

	ホームページ、アプリなどの情報ツールを用いた積極的な情報発信を追加しております。 方針 3-4 では、緑化活動に関しては、住民、NPO、企業など多様な活動団体がある中で、行政がすべきこと、民間に任せた方が効率的となる場合もあることから、民間活力の活用を導入するための仕組みづくりを追加しております。 続きまして、39 ページ、40 ページをご覧ください。緑化重点地区は、緑の基本計画が目指す将来像をモデル的に具現化する地区です。地区の指定につきましては、黄色で囲んだ菰野町庁舎周辺地区と緑色で囲んだ三滝川河川敷地区の 2 地区を位置付けています。 菰野町庁舎周辺地区は、役場や図書館など町民の生活拠点となっており、役場北側では組合施行の土地区画整理事業による住宅地や商業地の造成、役場東側では民間開発による住宅地が計画されています。整備の方向性としましては、菰野町の新たな玄関口として、土地区画整理事業などで造られるまちなみや公園、沿道緑化など、緑とまちなみが調和した良好な景観整備を目指しています。 次に、三滝川河川敷地区は、三滝川沿いにジョギングロードや大羽根野球場、体育センターなどが整備されており、身近な親水エリアとなっています。整備の方向性としましては、三滝川右岸左岸の両岸に子どもは遊具や広場で遊べるエリア、大人や高齢者はスポーツや健康づくりができるエリアなど、それぞれの過ごし方に合ったエリアの整備を目指しています。 続きまして、資料 2 現行施策の実施状況をご覧ください。 現行計画に挙げた取り組みにつきまして、成果と課題を取りまとめております。この結果を踏まえ、新しい緑の基本方針の原案を作成しております。内容の説明につきましては、時間の都合上、省略させていただきますので、ご了承ください。 続きまして、今後のスケジュールでございますが、12 月に産業建設常任委員会への説明、1 月頃に 1 か月間のパブリックコメント、3 月に完成予定となっております。 報告事項の説明は以上でございます。
会長	それでは、ただ今の説明事項について質問がある方は挙手をお願いいたします。 あくまでも広域で作られた中、菰野町のエリアに関することですので、それに関して何かご意見があれば聞いておきたいということでもありますので、忌憚のない意見を頂ければと思いますのでお願いいたします。
A 委員	会長よろしいでしょうか。
会長	どうぞお願いします。
A 委員	事項書を見させていただきますと、報告事項ということなので、意見ができないのかなと思っていたんですけど、スケジュールのこともなんですけど、例えばここで意見を出して、四日市市や朝日町、川越町の審議会からもいろいろな意見が出るということですね。それと菰野町の意見が多少違ったりする場合もあると思うんですが、そ

	の調整というのは常任委員会への説明の前にはできないと思うんですが、どのタイミングでやられるんですか。
会長	お願いします。
事務局	緑の基本計画の構成はⅠ編が1市3町の全体計画となっておりまして、そこは包括的に1市3町の意見を含んだ形となっております。 Ⅱ編では菰野町独自の意見を取り入れることとなっておりまして、全体計画に示すことを全て市町計画に反映させるわけではありませんので、菰野町ができることを取り上げて、町の施策に入れていきます。 1市3町で会議等を設けておりますので、その中で随時発言等させていただきながら、菰野町として取り組めるところは、Ⅱ編の計画に取り入れていきたいと考えております。
会長	よろしいでしょうか。
A委員	別のところで質問をさせていただきたいのですが、9ページのところで都市計画区域外で大きく110ha緑地が減少しているということで、菰野町が四日市圏域の中では都市計画区域外を大きく持っているの、菰野町のところかなと思ったんですけど、その110ha減っている要因は何があるんですか。
事務局	都市計画区域外につきましては、四日市市も少しありますが、ご指摘のとおり菰野町がほとんどでございます。 都市計画区域外につきましては、今回110ha減っている要因といたしましては、新名神が通っているところも都市計画区域外にはございます。 また、都市計画区域外については懸念されている事項でもあります太陽光発電のパネルの設置での減少があります。それに伴いまして森林の伐採もありますし、農地の減少が都市計画区域外であることも把握しております。 要因としては様々ありますが、その積み上げで110haほどの減少となっております。
A委員	大きな住宅団地の開発があったというわけではないんですね。110haと言えばゴルフ場1つ分ぐらいあると思うんで、結構な量だと思うんですけど、わかりました。 19ページのグリーンインフラの記載があるところで、最初からの文章がしっくりこないんですけど、まず「道路、施設等」は何を指しているのか確認したい。それと、頭から読ませてもらうと「身近な公園緑地などのオープンスペース、多くの人々が利用できる魅力的なレクリエーションや憩いの場が確保されるとともに」では文章がつながらないのかな、赤で加えた所なんで。例えば「オープンスペースでは」とか「や」だとわかるんですが。
事務局	「道路、施設等」と書いてありますけれど、道路空間や公園緑地などもこの施設等に

	は含まれております。そういったものが安らぎを与えるグリーンインフラというふうに考えております。 A委員からご指摘の「オープンスペース、」という表現は分かりにくいところもございますので、表現の修正を検討してまいりたいと考えております。
A委員	先ほどの説明のとおり緑地や公園が施設等に含まれるなら、ここの「道路、施設等の空間」というのを抜いて「身近な公園緑地などのオープンスペース“では”、多くの人が利用できる…」とした方が流れがいいのかなと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。
会長	文章を直して、私のところに送ってください。
B委員	すみません。
会長	どうぞ。
B委員	この資料は産業建設常任委員会に出るということで、直したものがくるのか、そのままのものがくるのかどちらですか。
会長	よければ、その辺は私に一任していただけますか。
B委員	それは問題ないです。分かりました。
会長	中身が変わるわけではなくて、表現方法が変わるだけで…
B委員	他のところでもそうなんですけど、こういう計画案が出てくるとパブコメに対する行政の執行する期間とか報告する期間とかありますので、どうなのかなと思ってお問い合わせした次第です。
会長	町の方でも他に確認してやるべきところがあったらば、確認してやるようにしてください。ほかのパブコメ等の関係が出てくるような場合は。
事務局	わかりました。
会長	よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。
C委員	よろしいでしょうか。 20 ページのところで方針の 1-2 で樹林地・農地の保全について書いてありますけれども、千草財産区のD委員もお見えですけど、林業経営っていうのは、ほとんどが経営

	としては成り立たない。ウッドショックと言って木材価格が高騰しとって、昔で言う立米2万円くらいしていたものが、2千円ちょっと10分の1くらいって形で、山を守っていくには間伐とか、国は森林環境譲与税作りしましたが、町としては森林保全というところにもう少し軸足を置いた施策をうっていただかないと山も荒れていく一方だと思うんですよ。間伐せんと山も真っ暗で光が入らないと光合成もないんで根が張らない。災害に強い山は作れませんので。 それと、東海自然歩道のことについても書いてありますけれど、昔は東海自然歩道のことを町としてもPRしていたと意識があるんですけど、今も土日に鈴鹿スカイライン走らせてもらおうと、非常に沢山の方が山に入ってます。その中で山の整備がほとんどされていないという気持ちがあるんで、本当に山登りする人はゴミも捨てませんけど、山には不法投棄なんかもしていきますんで、そういうところも含めて、もう少し具体的な方針を定めて頂きたいのが1点と、あと獣害対策ですね。農地の方は猿やと思うんですけど、山の方は鹿なんですね。鹿が角を研ぐようにしてヒノキなんか傷がつく。ちょっと傷がついただけで、そこから蟻が入って巣を作ったりすると、それだけで木材価値としては全く無いと。この間四日市農林さんで5ha ぐらいの山を調べてもらいましたが、8割9割くらい鹿の被害が出ているということで、木材価値が全く無い。間伐してヒノキを育てていっても、木材の価値は上がっていかないということなんで、その辺も踏まえて獣害対策。農地については猿や猪ですし、山は本当に鹿がたくさんいますんで、もう少し森林保全が確実にできるように。それに東海自然歩道については自然歩道を活用した観光の誘致とかですね、そういうのをPRしてやっていくというような発想を持って取り組んでいただければと思うところです。 山は本当に荒れていく一方やと思うんですけど、手を入れるだけ赤字になるんで、皆でみれないってなってくると、町民もそういうこと望んでいるのかなと思うと、菰野町の2分の1を占める森林面積なんで、やっぱり普段から自然環境を守っていかなくないという思いがあるのであれば、その辺をご記入いただきたかったという思いがあるのと、一方的なご指摘ですけど、ちょっとこの書きぶりだけでは弱いのかなと思いました。
会長	ありがとうございます。
事務局	C委員ご指摘の国からの森林環境譲与税の創設や県のみえ森と緑の県民税の市町への配分もありますので、そういったものも今も町としては活用しておりますし、そういったものを違うところにも活用できないかといった話かと思っておりますので、担当部局の観光産業課とも調整を図る必要がございますので、今いただいたご意見は早急に担当課と話を進めまして、第Ⅱ編の市町別計画に取り入れるか検討して参りたいと思います。
会長	ありがとうございます。次、A委員お願いします。
A委員	市町別の計画に移るんですけども、36 ページ方針 2-3 まちなか緑化の推進の公共施設

	緑化の推進というところの取組にあるところで官公庁施設とした意図があるのか、公共施設だと学校やいろんな施設が入ってくると思うんですけど、官公庁施設という役場など限られたものになるのかなと思うんで、合わしといた方がいいのかなと思いました。それと、27 ページに戻っていただいて、これは菰野町独自の目標ということで載せてもらっているんですけど、23 ページに同じような表があって、ここでは「前回改定時」としたり「改定時」としたり表現が統一してないので合わせておいた方がいいかなと思って。それと「都市公園等」というのは公共施設緑地なども指すと思いますが、表現がすごい曖昧ですので目標に掲げる以上はこういったものかということとは明確にしておいた方が分かりやすいかなと思います。 以上です。
事務局	ありがとうございます。ご指摘の 36 ページの官公庁施設の表現の統一や、改定時、前回改定時の統一とこちらの確認不足でしたので、修正の対応をさせていただきたいと思います。
D委員	林業の関係なんですけども、令和元年の時、事務局からも報告があったと思って議事録を調べさせていただきましたけども、今回もあまり表示がないと思いますけど。 それともう一点、自然歩道の関係なんですけども、パトロールに出て不具合を発見した場合は報告書を役場の方に提出させてもらっているんですけど、一向に改善されない。三重県に報告しますってそれっきりになっている。 県民の森のところの遊歩道の橋が崩落して川の中にそのままになっているという状況です。このままでは2次災害も発生するんじゃないかなと、平成 20 年の豪雨の時に流れたんじゃないかなと思います。それから一向に改善されていないという状況です。何とか早急に改修していただきたいなと思います。
会長	意見に対して何かありますか。
事務局	最初の令和元年の報告というのが分からなかったんですけど、何についての報告でしょうか。
D委員	C 委員が森林組合の方でやられたのと、財産区が私らの方で。こちらコピーして持ってきていますけど、事務局として参考にさせていただきますと回答になっていますが、そこから一向に連絡もないし、今回の内容にも触れられてないんで、どうかなと。
事務局	それは都市計画審議会での発言の件ですか。
B委員	補助金の話。あの、いいですか。
会長	どうぞ。

B 委員	国土強靱化計画の中央版が出たでしょ。
事務局	町で作った方ですか。
B 委員	違う、国で作ったやつ。 そこから森林組合さんと財産区さんに、個人のところにはお金が入るけど森林組合には入らんよってのがあったやん。 特別地方公共団体はという話があったと思うんやけど、Cさんは当時は森林組合の組合長ですけど、議員じゃない時です。 覚えてない、話したの。覚えてない。
事務局	すみません。 資料をコピーさせていただいて確認させていただきます。 あと、自然歩道の件もありましたので、そちらは観光産業課が担当となっていますので、県との連携についても伝えさせていただきます。
会長	それではコピーしていただいている間、他に質問等あれば。 では、どうぞ。
E 委員	先ほどの東海自然歩道のことについて、広域的な森林という視点から見られて、この中にも観光事業について書かれていると思うんですが、その中でも 250 万人という人が訪れる菰野町の観光人口ですが、大半が鈴鹿国定公園内の紅葉を眺めに東海自然歩道を利用する方が多いわけですが、維持管理が明確になっていないんです。地元から観光産業課を通じて現状を送り出しています。けれど現実には改善されていない。登山道の相談等もしてます。登山道整備についても民間の一部の協力的なボランティアで賄っているのが現状です。人の流れを導入するには、どうしても維持管理にはある程度の報酬なり経費が必要ではないかと私は思います。
会長	今いただいた意見につきまして、事務局の考え方などあればお願いします。
事務局	菰野町には御在所岳などありますし東海自然歩道などの把握はしております。 登山道や森林の維持管理をどこの団体がするのか、町がすべきなのか、今すぐ答えられませんので、こういった方法をとればいいのかご意見をいただければと思います。
E 委員	できればですね、ここでも触れられていますけど、民間の力を活用するという部分が何か所かありますけれど強く推していただければと思います。 観光振興の中には、特に登山者等のことについては、町としては還元が少ないという考え方が多いですが、11 月にアンケートも取っています。それらを参考にいただければと思います。

会長	町としては、民間に任しておくということは観光協会との関係の中で、きちんとすみ分けをするという中で、その中で町がどこまでできるのか役割をイメージしておくことが必要になってくると思います。何かあった時に大きな問題になったら困るので、軒並み行政がする必要は無いと私は思いますけど、民間の仕事は民間の仕事として示しておくことが大事だと思います。 聞き方だけは行政の仕事ですので、それはしっかりと確認してください。それについても私の方に確認をとるようにしてください。 それでは、コピーが取れましたので確認させていただきます。 (資料確認)
会長	読ませていただきました。
事務局	よろしいでしょうか。
会長	どうぞ。
事務局	令和元年 11 月 20 日の件につきましては、都市マスタープランの改定時の都市計画審議会の議事録だと思います。その中で委員から森林について質問があり、この時は同様に都市マスタープランの原案について説明させていただいており、森林について記載が無かったので、もう少し書き込んでほしいとご指摘をいただいたと記憶しております。観光産業課と森林組合や財産区が話し合う機会をもって、林業経営について話をしたいという申し出を受けてもなかなか受けてくれないということが議事録には書いてあります。それで都市マスタープランの中では委員からのご指摘を受けて、内容の修正を行いまして、森林の観点を追記し、対応させていただきましたということは委員には報告させていただきました。 観光産業課との話はその後どうなったのか把握はしておりませんので、こういう話があったということは観光産業課にお伝えさせていただきたいと思います。
C委員	よろしいでしょうか。
会長	はい、どうぞ。
C委員	都市マスタープランの時に発言させていただいた中で、その計画には落とし込んでもらいましたが、当時私は生産森林組合の組合長という立場でD委員がお見えの席で発言させてもらったんですけど、地元任せになると。 ボランティアとか先祖代々守ってきている山を守ってかなあかんという義務感に頼ってやるのでは、私らの孫子の代になると難しくなってくる。 民有林は割と少ないので、財産区とか生産森林組合の山なので、指導員など呼んでいただいて、今後の山はどういう木を植えていったらいいとか、どういう間伐をして

	いけば効率がいいとか話し合う場を持ちたいと何度も申し上げているけど、その度に課長も変わるし、担当も変わって引き継がれていかないし、開かれておりません。 今日は特に緑の基本計画ということですから、D委員と想いは一緒だと思いますけど、山の管理を地元任せでなく、町としても配慮した計画を立ててくださってということが趣旨なんですよ。地域のボランティアに任せてほったらかしにしては山というのは育っていかないんですわ。現に町内の製材所なんて、残っているのは1つ2つですよ。木が循環していない、SDG s で持続可能なとか言葉ではきれいなこと書いてあっても鈴鹿山麓の木は全然循環していない。最低でも地元で循環させる仕組みを町として作らないんですかということをお願いしたんですけど、そういう話し合いの場をもっていない。やっぱり山を守っていくには苦境に入っているという現実があるので、町民の財産である山を守って欲しい。そういうことを観光産業課ときちんと話し合っていていく場を設けていただくようお願いしたいと思います。
会長	ありがとうございます。 山林を抱える全国の自治体の課題であると思います。 私もいくつかの自治体で行政と民間がうまくいくよう話す機会がありますが、なかなか答えが出ない。地域社会で循環する仕組みという大きな課題が残されています。 とはいえ、話し合う場が無いというのは今の大きな課題であると思うので、現状を把握するため、また何が課題で前に進んでいかないのか、駄目は駄目でも結論は出しておく必要はあるんだろうと思うし、その詰めをすることで、もしかしたら新しい発想や動きが登場することあるかもしれない。菰野町だけの問題では無いから、広域的な課題でもありますし、三重県全体の課題でもある。話し合いの場を用意していくことが町としての役割だと思いますので、それについては少し検討していただきたいと思います。 それについても次回お会いする時など連絡をください。 今結論が出ませんので、よろしくお願いします。必ず確認を取ります。 他に何かありますか。
D委員	よろしいでしょうか。
会長	どうぞ。
D委員	林業に関して維持管理だけの計画になっていますけど、今回4月に出た菰野町の森林整備計画との連携は無しですか。整備計画では、植林について出てますけど。
事務局	はい。
会長	どうぞ。
事務局	森林整備計画との整合はとっていないのが現状でございます。植林という点について

	は、森林整備、森林保全の中に入ってくると考えておりましたので、見直しをさせていただきたいと思います。
B委員	はい。
会長	どうぞ。
B委員	いろいろ地方の課題はあると思います。その中で、財産区や生産森林組合の持ち物なので、町の物なのか組合員の物なのか、ここで答えは出ないですし、どこに聞いても答えは出ないというのが現状ですので、町の方の肩を持つわけでは無いですけど、Aさんの物ならAさんやりましょうとか、町の物なら菰野町というのは分かりますけど、そこに財産区という特別地方公共団体が入ってくるとなかなか指導が難しいのかなと僕の中では思うんです。私も議員をさせてもらっている以上は確認したいと思いますし、中に一枚噛んでいる以上は誰の物なのかというのが課題だと思いますけど、それが解決すると良いようになってくると思います。
会長	財産区というのは、地方自治体の一つですので、昔の村が町になる時、それぞれの財産を他の皆にあげたくないから、はっきり言っちゃえばね。 それを開放するんだったら、皆に等しく税金も入ってくるけど、自分の財産として確保したという歴史的な経緯があるから、公共サービスと等しくやっていくという課題があるという風に思います。それにはそれぞれの地区の歴史的な事情も把握しないと、私もそれ以上のことは把握できないので、そういう歴史を抱えている森林組合や財産区を抱えている菰野町は非常にやりづらいところもあると思いますので、そういうところを洗い出しながら、それをどういう風に解決していくのかということを含めて、町の人たちがきちんと理解して進めていかないと、また特別だとか言って喧嘩の種になってもいけませんので、皆さんと行政が話し合っていくのか検討して欲しい。それから、今お話しがあったように森林の計画と緑の基本計画を作るにあたって横のつながりが薄く出てるのと、さっき言った問題も含めて担当課と意見調整した上で作っていただきたいということを宿題とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 他に何かございますか。 他に意見が無いようでございますので、これをもちまして菰野町都市計画審議会を終了させていただきます。 委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力いただきありがとうございました。 これにて閉会させていただきます。 どうもありがとうございました。